

山梨県公報

第二千二百六十六号

平成二十四年

十月四日

木曜日

目次

道路の区域変更	五五五
建築基準法に基づく道路位置指定	五五五
収納代理金融機関の指定の一部改正	五五五
公告	五五六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五六
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)	五五六
その他	五五六
あつせん員候補者の告示	五五八

告示

山梨県告示第三百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス甲斐自転車道線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		

南アルプス市浅原字明神島二九九番地先から
南アルプス市浅原字明神島富士川右岸堤防
敷地先まで

新		旧
二・〇〇	一・九〇	一・九〇
五・一	五・一	四・一
五二五・三	五二八・六	五二八・六

山梨県告示第三百五十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十四年十月四日
- 二 指定道路の位置
韮崎市大草町上條東割字大石四百三十七番一
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇七メートル、最小幅員五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十四・三一メートル

山梨県告示第三百五十一号

収納代理金融機関の指定(平成九年山梨県告示第三十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月二十四日から適用する。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横内正明

表中「甲府市上今井町二五〇八番一」を「甲府市下飯田三丁目五番十二号」に、「及びい入金」を、「れい入金及び雑部金(保証金を除く)」に改める。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人環

2 代表者の氏名 湊さち子

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町西井出七千二百二十四番地三 悠遊塾ふぁみりい

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者の方々にに対し、経験豊かで元氣なシニア世代を始めとした地域住民と共に、その自立を支援すべく就労機会や障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスを提供し、地域社会の活性化と障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年九月二十七日から同年十一月二十六日まで

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年九月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 ワーク興建株式会社

2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見四千四百六十二番地

3 代表者の氏名 桑原才毅

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第五三七六号

四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年九月十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社北斗サッシ

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市鏡中條千六百三番地二

3 代表者の氏名 長谷川精一

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第八六二二号

四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十四年九月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社カレント

2 主たる営業所の所在地 甲州市勝沼町等々力百三十一番地

3 代表者の氏名 三枝美樹

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第九五四二号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 藤森建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町七百九十番地
 - 3 代表者の氏名 小池邦昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般特 二四）第七四一号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業並びに建築工事業及び鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 田原建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市猿橋町殿上四十八番地
 - 3 代表者の氏名 田原真人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第八〇八号

四 処分の内容 左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社伊東組
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市芦安芦倉八百二十四番地
 - 3 代表者の氏名 伊東春樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般特 二二）第三七二三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業並びに土木工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十四年十月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社コウシン開発
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千三百六十一番地
 - 3 代表者の氏名 芦澤由子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九四九六号

- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

その他

山梨県労働委員会告示第三号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十四年十月四日

山梨県労働委員会

会長 鶴田和雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第二十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第二十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
深松 和子	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日

神宮寺 聡	三十九期山梨県労働委員会公益委員 連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
青柳 和仁	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六・三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十七年七月十一日
窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
中澤 晴親	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
萩原 雄二	ルネサスエレクトロニクス労働組合甲府支部執行委員長 第三十七・三十八・三十九期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会相談役 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
武田 與光	株式会社テンヨ武田代表取締役会長 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十四年九月二十六日
山本 正彦	山梨県労働委員会事務局長	平成二十四年四月二十五日

酒井 研一	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十三年四月二十七日
榎原 茂	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十四年四月二十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番